

# 資格要件調査票(児童心理司)

氏名

該当するものに○をつけること(複数選択可)

※1～7のいずれか1項目に該当する必要があります。



1	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者	
2	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む)	
3	公認心理師	
4	公認心理師試験に合格した者(免許登録済の者を除く)	
5	学校教育法による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者	
6	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	
7	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	